

事 務 連 絡

令和7年6月26日

関係機関各位

沖縄県保健医療介護部地域保健課

新型インフルエンザ等対策政府行動計画に基づく個人防護具の備蓄に関する
協定締結医療機関以外の医療機関への周知について（周知）

平素より、本県の保健医療行政に御理解と御協力を賜り深く感謝申し上げます。

みだしのことについて、令和7年6月19日付け事務連絡にて、厚生労働省医政局 医薬産業振興・医療情報企画課より周知依頼があります。

つきましては、下記の内容について貴団体所属の各会員、構成員等に周知いただきますようお願いいたします。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症が発生した際に、感染症対策物資等の輸入量の大幅減少や輸入途絶等により、国内の供給不足が起こったことを踏まえ、感染症対策物資等に関しては、政府行動計画及びガイドラインに基づき、国・都道府県のみならず、医療機関においても備蓄・配置を行うこととなっています。
- 2 政府行動計画には、「協定締結医療機関は、国が定める備蓄品目や備蓄水準を踏まえ、予防計画に基づき個人防護具を計画的に備蓄する。」という記載があるとおおり、協定締結医療機関においては、有事の際に備えて個人防護具の備蓄を進めていただいています。
- 3 協定を締結していない医療機関におかれても、医療提供継続のために個人防護具は必需品であることから、新たな感染症が発生した場合に備えて、各医療機関で必要となり得る量（当該医療機関における通常使用量の2か月分を推奨）の個人防護具の備蓄に努めていただくようお願いいたします。

沖縄県保健医療介護部地域保健課

感染症対策班 仲西

電話：098-866-2215 FAX：098-866-2241

E-mail：nakanimn@pref.okinawa.lg.jp